

平成 24 年 12 月 1 日

会員各位

## 個人情報の開示請求等手続について

日本 CHO 協会  
個人情報管理事務局

当協会は、個人情報保護法で定める開示請求等手続に関して、適切かつ迅速に対応致します。  
当協会は、法第 24 条 2 項、第 25 条、第 26 条 1 項、並びに第 27 条 1 項及び 2 項に基づき（以下、これらの手続を総称し「開示請求等手続」といいます）、会員ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続に対応致します。

尚、法第 24 条 2 項に基づき利用目的の通知をご希望される場合、及び、法第 27 条 1 項及び 2 項に基づき保有個人データの利用停止等をお申し出の場合も、同様の手続にて対応致します。

### 1. 開示請求等手続の対象となる保有個人データの項目

氏名、住所、電話番号、その他各サービス契約に関する個人情報

### 2. 開示請求等手続の受付方法

1) 個人情報管理事務局に手続書類をご依頼下さい。

2) 下記宛に、上記の所定の依頼書にご本人確認書類等の必要書類を同封の上、ご郵送下さい。

〒100-6514 東京都千代田区丸の内 1-5-1 新丸の内ビルディング 14F

株式会社パソナ パソナキャリアカンパニー内

日本 CHO 協会 個人情報管理事務局 宛

### 3. ご提出いただくもの

1) 個人情報手続き依頼書

2) 本人確認のための書類（運転免許証や健康保険証等の現住所が確認できる公的発行物の写し）一部

3) 法定代理人による開示請求等の場合は、上記 1) 2) に加え、代理権があることを確認するための書類

### 4. 手数料

法第 25 条に基づく開示請求の場合は、1 回につき 1,050 円（税込）の所定の手数料を頂きます。

開示しない場合については、以下の 7 をご確認ください。

### 5. 回答方法

個人情報管理事務局でお渡しする方法、または、ご本人よりお届け頂いた住所宛にご郵送する方法のいずれかご希望の方法により、遅滞なく書面にて回答致します。

尚、代理人によるご依頼の場合であっても、ご本人に直接回答することがございますので、予めご了承願います。

### 6. 開示請求等手続に関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等手続により、当協会が取得した個人情報は、当該手続のための調査、ご本人並びに代理人の本人確認、手数料の徴収、及び当該開示請求等に対する回答に利用致します。

### 7. 開示しない場合のお取り扱いについて

次の 1) ~ 8) に定める場合は、開示いたしかねますので、予めご了承願います。

開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して通知致します。

各サービスご利用中のご本人様に対して、以下の理由により開示しなかった場合についても、郵送代等実費が発生した場合には所定の手数料を頂く場合がございますので、ご了承下さい。それ以外の方については所定の手数料を頂きます。

- 1) ご本人の確認ができない場合
- 2) 代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
- 3) 所定の依頼書類に不備があった場合
- 4) 所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
- 5) ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
- 6) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 7) 当協会の業務の適正な実施に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
- 8) 他の法令に違反することとなる場合

以 上